



放課後児童クラブ入会申込について

隠岐の島町では、就労等により保護者が昼間家庭にいない子どもたちの放課後等における健全育成と、子育てと仕事の両立支援を目的に放課後児童クラブを実施しています。令和9年度の入会申込を下記のとおり受付いたします。

1. 対象となる児童

隠岐の島町に住所がある小学生で、保護者が就労等により昼間家庭にいないため、放課後に家庭で保育を受けることができない児童が対象となります。次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1)保護者が就労、疾病、介護等の理由により、放課後に家庭で児童を保育することができないこと。
- (2)同居の祖父母など、保護者に代わって児童を保育できる方がいないこと。

※前年度までの放課後児童クラブの利用料及び保険料に未納がある場合は、利用できません。

2. 入会申込受付について

(1)申込期間:令和8年11月2日(月)～令和8年11月27日(金)

(2)提出書類: ① 令和9年度放課後児童クラブ入会申込書

② 就労証明書または自営業就労申立書

〔注意事項〕

- 提出書類は各児童クラブで配布しています。入会を希望する方は、各児童クラブでお受け取りください。
- 疾病・介護等の理由で申し込む場合は、必要書類について事前にお問い合わせください。
- 下のお子さまの令和9年度保育所入所申込(継続入所を含む)に使用する就労証明書または自営業就労申立書の写しでも提出できます。

(3)提出先:第一希望に記入した児童クラブ

(4)放課後児童クラブ一覧

通年利用申込可能な小学校	児童クラブ名称	利用区分	実施場所	住所	電話番号
西郷小学校	コスモス児童クラブ	通年・長期休業	隠岐共生学園第一保育所	西町大城の一16-9	2-0510
有木・磯小学校	いるか児童クラブ	通年のみ	隠岐共生学園第二保育所	下西166-2	2-0129
西郷小学校	双葉保育園児童クラブ	通年・長期休業	双葉保育園	東郷Ⅱ尻30-2	2-5753
第1希望:有木小学校 第2希望:西郷・有木小学校	子育て交流センター児童クラブ	通年・長期休業	隠岐の島町子育て交流センター	栄町345	3-1200
北小学校	中村保育園児童クラブ	通年・長期休業	中村保育園	中村1486-1	4-0017
有木・磯小学校	下西保育所児童クラブ	通年・長期休業	下西保育所	下西462	2-4612
五箇小学校	ごか保育園児童クラブ	通年・長期休業	ごか保育園	郡174-2	5-2115
都万小学校	都万保育所児童クラブ	通年・長期休業	都万保育所	都万2431	6-2064
中条小学校	原田認定こども園児童クラブ	通年・長期休業	原田認定こども園	原田461	2-5106

※ 子育て交流センター児童クラブ(通年利用)を第1希望にできるのは、有木小学校の児童のみです。

※ コスモス児童クラブ(通年利用)または双葉保育園児童クラブ(通年利用)を希望する場合は、第2希望として子育て交流センター児童クラブ(通年利用)を選択できます。

※ 「いるか児童クラブ」は通年利用のみ受け付けているため、長期休業期間のみの利用を申し込むことはできません。

(5)結果通知:12月中に承諾／不承諾の通知を郵送します。

3. 開設日・開設時間

(1)開設する日: 毎週月曜日から金曜日 ※土曜日・お盆期間(8/13～8/16)の取り扱いは各施設で異なります。

(2)開設しない日: ① 日曜日および国民の祝日(振替休日を含む)

② 12月29日～翌年1月3日(年末年始)

③ 3月31日(年度末日)または4月1日(年度初日) ※休所日は各施設によって異なります。

④ その他町長が必要と認めたとき(大雪・風水害等による学校の臨時休校、感染症拡大など)

(3)開設時間: ① 平日(学校のある日) 下校時～18:30

② 土曜日・長期休業期間・学校の振替休業日 8:30～18:30

※勤務時間等の都合により開設時間を越えて利用したい場合は、各施設にご相談ください。

(裏面につづく)

令和 年 月 日

隠岐の島町長様

〒685-

保護者名 フリガナ ⑨ 住所 隠岐の島町

電話 自宅 - - 携帯(父) - -

携帯(母) - -

児童	氏名	生年月日	性別	学校・学年
	フリガナ 漢字	H・R 年 月 日	男・女	小学校 年

※学年は4月からの新学年で記載して下さい

◇入会を希望するクラブ・利用区分

希望順位	児童クラブ名称	利用区分
第1希望	児童クラブ	☐ 通年 ☐ 長期休業全て ☐ 春休み ☐ 夏休み ☐ 冬休み

◆第1希望の児童クラブに入会できなかった場合(いずれかに☑をしてください)

☐ 別の児童クラブを希望する ☐ キャンセル待ちを行う ☐ 申込みを取り下げる



希望順位	児童クラブ名称	利用区分
第2希望	児童クラブ	☐ 通年 ☐ 長期休業全て ☐ 春休み ☐ 夏休み ☐ 冬休み

◆第2希望の児童クラブにも入会できなかった場合(いずれかに☑をしてください)

☐ キャンセル待ち(第1希望クラブ・第2希望クラブ・どちらも)を行う ☐ 申込みを取り下げる
※いずれかを○で囲んでください。

◇入会を希望する理由(番号を○で囲んでください)

1	保護者が就労のため、放課後等家庭にいないため。
2	その他 (理由をお書きください)

◇勤務の状況 ※入会を希望する年度(令和9年度)の状況を記入してください

児童との続柄	父					母				
形態	☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 自営					☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 自営				
時間	月	時	分から	時	分まで	月	時	分から	時	分まで
	火	時	分から	時	分まで	火	時	分から	時	分まで
	水	時	分から	時	分まで	水	時	分から	時	分まで
	木	時	分から	時	分まで	木	時	分から	時	分まで
	金	時	分から	時	分まで	金	時	分から	時	分まで
	土	時	分から	時	分まで	土	時	分から	時	分まで
	日	時	分から	時	分まで	日	時	分から	時	分まで
	上記のほか変則勤務の場合					上記のほか変則勤務の場合				
	[]					[]				

(裏面も記入してください)

(申込書 裏面)

◇家族構成 ※入会を希望する年度(令和9年度)の状況を記入してください
保護者(父・母)、同住所に住んでいる方全員(世帯分離している人も含む)、きょうだい全員及び隠岐の島町に在住の別居の祖父母全員について記入してください。

保護者(別居含む)及び同居の家族	氏 名	児童との続柄	年齢	同居・別居 住所等	就労等の状況 ※該当する場合に☑して下さい	勤務先・学校名・ 保育所名等
				☐ 同住所 ☐ 同住所(別世帯) ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				☐ 同住所 ☐ 同住所(別世帯) ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				☐ 同住所 ☐ 同住所(別世帯) ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				☐ 同住所 ☐ 同住所(別世帯) ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				☐ 同住所 ☐ 同住所(別世帯) ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				☐ 同住所 ☐ 同住所(別世帯) ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
町内在住別居の祖父母				住所 ()	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				住所 ()	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				住所 ()	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				住所 ()	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	

※虚偽の記載または不記載が判明した場合に、入会取り消しとなる場合があります。

誓 約 書

入会児童名 (年生)

※学年は4月からの新学年を記入してください。

上記の児童の放課後児童クラブ利用にあたり、下記の事項につき誓約いたします。

記

1. 利用月ごとの利用料(基本料、給食費、保険料)を、納入通知書に記載された納期限までに納入すること
2. 利用料を納付期限から3ヶ月以上滞納した際には、利用を解除されても異議を唱えないこと
3. 流行性疾患にかかった場合は、クラブを休ませ、集団生活において周囲に迷惑をかけないこと
4. 児童の登降所は、保護者が責任を負うこと
5. 児童の安全面を考慮し、大雪・風水害等により学校が臨時休校となった際に児童クラブを利用できないことを承諾すること
6. その他、隠岐の島町及び児童クラブの指示に従い、児童クラブの運営の秩序を乱す行為などを行わないこと

令和 年 月 日

隠岐の島町長 様

住 所 隠岐の島町

保護者名

印

(案内裏面)



4. 利用料金

利用区分		基本料	保険料	給食費
通年利用		月額 10,000 円	年額 2,400 円	日額 400 円
長期休業 期間	夏休み利用	20,000 円	400 円	日額 400 円
	冬休み利用	10,000 円	400 円	日額 400 円
	春休み利用	10,000 円	400 円	日額 400 円

- (1)利用日数や月途中での入退会による日割り計算は行いません。実際に利用しない月や期間があっても、基本料・保険料は発生します。
- (2)入会は年度単位です。春休み利用には、年度初めの 4 月と年度末の 3 月が含まれます(令和 9 年度の場合は、令和 9 年 4 月と令和 10 年 3 月です)。
- (3)児童クラブの活動中にけがをした場合は、加入している傷害保険により、通院・入院等に対する保険金を請求できる場合があります。ただし、けがの状況等によっては保険金の支給対象とならない場合があります。

5. 利用料の納付

利用料は、利用月の翌月末日に口座振替により納付していただきます。

口座振替の手続きは、入会決定後、各金融機関の窓口で行ってください。口座振替の手続きがお済みでない場合は、利用月の翌月中旬頃に納付書を郵送しますので、納付書により納付してください。

6. おやつ・給食

- (1)おやつは、15 時を目安に提供します。おやつ代は基本料に含まれています。
- (2)土曜日、長期休業期間および学校の振替休業日には、給食の提供があります。給食費は1食につき 400 円です。
- (3)子育て交流センター児童クラブの給食は、業者から購入する弁当の提供となります。

7. 一日の流れ(例)

(1)学校のある日(平日)

時間	放課後	14:00	14:30	15:00	16:00	17:30	18:30
活動時間	開 所	登 所	宿 題	お や つ	自 由 時 間 外 遊 び	片 付 け お 迎 え 準 備	お 迎 え 帰 宅 閉 所

(2)学校のない日(土曜日・長期休業期間・学校の振替休業日)

時間	8:30	9:00	10:00	12:00	13:00	15:00	16:00	17:30	18:30
活動時間	開 所	登 所	学 習	自 由 時 間 自 由 遊 び	昼 食	自 由 時 間 自 由 遊 び	お や つ	自 由 時 間 自 由 遊 び	片 付 け お 迎 え 準 備

8. 送迎等について

- (1)児童クラブでは、学校から児童クラブまでの送迎は行いません。児童は、学校から児童クラブまで自分で移動する必要がありますので、通所経路や交通安全について、ご家庭で事前に確認・指導をお願いします。
- (2)保護者または保護者に代わる方が、18 時 30 分までに児童クラブへお迎えに来てください。
- (3)学校のない日(土曜日・長期休業期間・学校の振替休業日)は、施設の玄関で職員に児童を引き渡してください。

ご不明な点等お問い合わせ
各児童クラブ または 隠岐の島町役場保健福祉課子育て支援係(2-8577)